

令和7年度 公文書管理条例に基づく取組について

1 審議事項及びスケジュール（案）

開催時期	主な審議事項等
■ 第11回 公文書管理委員会 9月11日	○ 令和6年度の取組及び令和7年度の取組（案） ○ 保存期間が満了した公文書の廃棄に係る意見聴取
■ 第12回 公文書管理委員会 10月下旬	○ 保存期間が満了した公文書の廃棄に係る意見聴取
■ 第13回 公文書管理委員会 12月頃	○ 保存期間が満了した公文書の廃棄に係る意見聴取
■ 第14回 公文書管理委員会 2月頃	○ 保存期間が満了した公文書の廃棄に係る意見聴取

※ 審議事項については、必要に応じて追加することがあります。

2 令和7年度の取組（案）

(1) 公文書の選別

保存期間が満了した公文書について選別作業を実施

① 対象文書

ア 条例の施行日前に実施機関が定める基準により保存期間を設定して保存する公文書のうち、令和6年度末までに保存期間が満了したもの

※ 毎年度実施する通常選別分（保存期間が1年、3年、5年、10年、30年）

イ 条例の施行日前に実施機関が定める基準により保存期間を設定して保存する公文書のうち、条例附則5（経過措置）により、保存期間が30年を超える公文書を施行日時点で30年保存とみなすことで、令和6年度以前に保存期間が満了しているもの

※ 保存期間の変更に伴う特別選別分（保存期間が永久、50年、40年等）

② 選別作業の内容

- ・ 実施機関において保存期間満了時の措置の設定基準に基づき、知事への移管、廃棄の選別を実施
- ・ 選別結果は知事に報告

(2) 保存期間が満了した公文書の廃棄に係る意見聴取

選別の結果、廃棄しようとする公文書について、公文書管理委員会に意見聴取を実施

【参考】意見聴取の実施方法

① 一覧表の作成及び送付

- ・ 廃棄しようとする公文書の一覧表を作成
- ・ 公文書管理委員会の各委員に事前送付

② 公文書管理委員会の開催（意見聴取の実施）

- ・ 一覧表に基づき廃棄の妥当性の意見照会
- ・ 必要に応じて公文書の現物を確認（事前指定又は次回対応）
- ・ 意見聴取の結果は実施機関に通知

(3) 公文書館設置に向けた検討

昨年度、公文書管理委員会からいただいた意見を参考に、公文書館の設置に向けた検討を実施